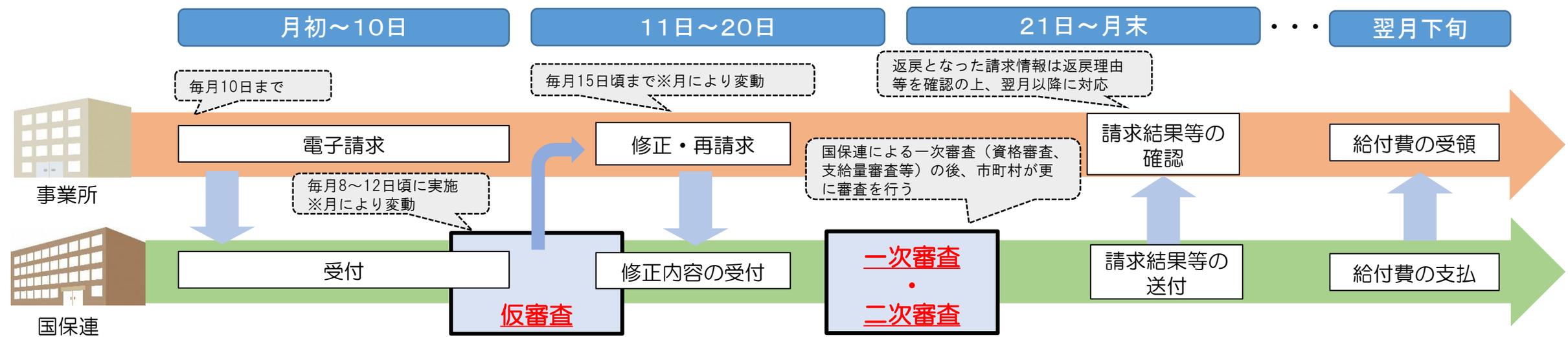


障害児・者給付費等の請求に 係る留意事項について

障がい福祉課 給付管理係

SAPPORO

1 国保連請求の流れ等



仮審査・返戻時の対応

- 仮審査でエラー・警告が生じた場合や請求が返戻となった場合は、国保連から通知（[仮審査結果処理票や返戻等一覧表](#)）が提供されます（[電子請求受付システムから確認](#)ができます）。
- ※ 請求の修正期間や仮審査の日程は月ごとに変動します。請求に関するスケジュールについても電子請求受付システムから毎月ご確認ください。

給付費の請求事務について、必ず国保連からの通知等を事前にご確認ください。支給決定情報に関連したエラー（EG**）等で不明な点がある場合は、各区役所又は札幌市障がい福祉課にお問い合わせください。

※ 請求情報の修正方法はシステムマニュアル等を参照し、各ソフトのメーカーにお問い合わせください（「簡易入力V2」の場合は、電子請求ヘルプデスク）。

2 仮審査処理結果票の確認方法

主な確認箇所

- ① 対象者の基本情報を確認
⇒ サービス提供年月、市町村番号、受給者証番号に誤りがないかを確認してください。
- ② エラーコード・内容を確認し、エラー又は警告となった原因の概要を確認
- ③ 項目名称、項目値、補足を確認し、エラー又は警告となった直接の原因を確認
⇒ 項目名称、項目値、補足欄は、誤りがある箇所の具体的な内容が記載されています。
⇒ 内容、項目値から、修正が必要な箇所を特定し、請求内容を修正してください。

① サービス提供年月、市町村番号などを確認

② エラーコード等から原因の概要を確認

■エラー内容欄の先頭一桁に表示される記号
「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「記号無し：エラー」

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1 / サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2 / サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
② 明	EG**	③ ※資格：*****					
① 令和元年8月	011015	請求明細書	46	契約	契約終了年月日	20190731	
	*****				③		

※種別：請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

③ 項目名称等から直接の原因を確認



修正が必要な箇所を特定し、請求内容を修正

3 仮審査処理結果票の具体例①

EG13: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

- エラーコードがEGから始まるものは、各利用者の支給決定に係るエラーです。
- 請求内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。
- 請求内容と支給決定の内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は修正してください。
- 一致している場合は、転居の有無を確認してください。
⇒ 利用者が転居した場合、原則、利用者が区役所で手続きを行った翌月から、転居先の区が援護を行うため、請求先の市町村（区）の変更が必要です。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
明	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません					
令和元年8月	011015	請求明細書	11	契約	決定サービスコード	114000	通院介助（身体介護伴わない）

サービスコードが114000⇒通院介助（身体介護伴わない）が支給決定有効期間外

受給者証の支給決定内容を確認

期間外

受給者証の支給決定内容に合わせて請求内容を修正

期間内

転居有

請求内容（請求先の市町村（区）を変更）を修正

転居無

各区役所又は障がい福祉課に連絡

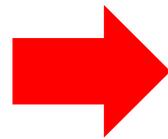
4 仮審査処理結果票の具体例②

EG61: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません

- エラーコードがEGから始まるものは、各利用者の支給決定に係るエラーです。
- 請求内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。
- 請求内容と支給決定の内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は修正してください。
- 一致している場合は、支給量変更の有無を確認してください。
 - ⇒ 支給量変更がある場合は、契約終了年月日を支給量変更があった前月の末日に設定してください。
 - ⇒ 支給量変更がない場合は、新たな受給者証の発行有無などについて各区役所又は障がい福祉課にお問い合わせください。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
明	EG61	資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません					
令和元年8月	011015	請求明細書	11	契約	契約終了年月日	20200331	

契約終了年月日が20200331⇒
2020年3月31日が
支給決定の有効期間外



受給者証の支給
決定内容を確認

期間外

契約終了年月日が有効
期間内となるように修正

変更有

契約終了年月日を、支給量変更が
あった前月の末日に設定

期間内

変更無

各区役所又は
障がい福祉課に連絡

5 仮審査処理結果票の具体例③

PB22: 事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません

- エラーコードがPBから始まるものは、主に事業所の体制加算に係るエラーです。
 - 請求内容と届出した内容に相違がある場合に発生します。
 - 請求内容と届出した内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は請求内容を修正してください。
 - 一致している場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。
- ※ 月途中で加算の内容を変更した場合、必ず警告が出ますので、請求内容が正しい場合は対応不要です。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード		項目名称1		項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード		項目名称2		項目値2	補足2
明	PB22	※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません					
令和元年8月	011015	請求明細書	45	明細	サービスコード	456710	就継A処遇改善加算II
	*****	事業所台帳	45	サービス	福祉介護職員処遇改善加算キャリアパス区分	6	I

サービスコードが456710
⇒ 処遇改善加算II

届出している内容は処遇改善加算I型

届出した内容に合わせて、請求内容を修正

事業所台帳…国保連合会に登録されている事業所の情報（市町村に届出している内容）

6 返戻等一覧表の確認方法

主な確認箇所

- ① 対象者の基本情報を確認
 - ⇒ 証記載市町村番号（市町村名）、受給者証番号、サービス提供年月に誤りがないかを確認してください。
- ② 種別を確認し、返戻となっている対象を確認
 - ⇒ 返戻等一覧表の最下部にある種別の説明欄と照らし合わせて、返戻となっている対象を確認してください。
 - ⇒ 請求明細書が返戻となっている場合は、原則、入金されませんので、再請求が必要です。
- ③ エラーコード・内容を確認し、返戻となった原因を特定
 - ⇒ エラーコード：PP19は請求明細書が返戻となった場合に付随して出るものであり、PP19からはエラー原因の特定はできませんので、請求明細書のエラーコードと内容から原因を特定してください。

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
EG**	① 011015	札幌市中央区	*****	サッポロ タウ	① 令和元年8月	② 明	22	11,111
	③ *****							
PP19	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ タウ	令和元年8月	サ	07	
実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません								

PP19は考慮不要

①証記載市町村番号などを確認

②種別から返戻対象を確認

③エラーコード・内容から、返戻の原因を特定

請求内容を修正して、再請求

※種別：請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

7 返戻等一覧票の具体例①

ED01: 該当の請求情報は既に支払確定済です

- 既に支払が行われている利用者について、再度請求を行った場合に発生します。
- サービス提供年月を誤って請求していないかなどを確認してください。
- 既に支払が行われているものの内容を修正したい場合は、別途過誤の手続きが必要です。

EC01: 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

- 同一月に、同一の利用者の請求を2回送信した場合に発生します。
⇒ 主に、請求取下が正しく行われていないことが原因です。
- この場合、1回目に送信した内容が審査され、2回目に送信した請求は返戻として処理されます。
- 同一の利用者において、請求明細書に係るエラーコードがEC01のみの場合、1回目の請求内容で入金されます。

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
EC01	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ ㇿㇿ	令和元年8月	明		11,111
	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています							
EC01	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ ㇿㇿ	令和元年8月	サ	17	
	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています							
EG13	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ ㇿㇿ	令和元年8月	明	46	
受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません								

請求明細書に係るエラーがEC01以外にもある場合は、再請求が必要

8 返戻等一覧票の具体例②

SN09: 請求明細書のサービス提供量が契約支給量を超えています

- 利用時間数（日数）が、契約支給量の時間数（日数）を上回っている場合に発生します。
- 請求システムに入力している契約支給量と、利用時間数（日数）を確認してください。
- 各区役所に契約内容報告書を提出するだけでは、当該エラーは解消されませんのでご注意ください。

SPO4: 請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

- 請求が行われている利用時間数（日数）の合計及び契約支給量の合計が、決定支給量を上回っている場合に発生します。※具体例は下記を参照
- 利用している事業所の合計値により判定されるため、内容に誤りがないかを**関係事業所と確認**してください。
- 当該エラーの場合、同利用者について請求を行っているすべての事業所が返戻になります。

例) 決定支給量が各月-8日
(令和元年6月利用分の場合)

利用日数、契約支給量の
合計が23日>22日

事業所名	受給者証番号	利用日数	契約支給量	種別	エラーコード	内容
A	1111111111	21	21	明	SPO4	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過
B	1111111111	2	2	明	SPO4	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過

9 エラーメッセージ一覧について

障害者総合支援請求情報エラーメッセージ一覧

- 北海道国保連が作成する「障害者総合支援請求情報エラーメッセージ一覧」においても、エラーの原因や対処方法を確認することができます。
- 各エラーコードに、「原因」、「対処方法」が掲載されているため、エラーの内容を特定し、対応する際の参考となります。
(※北海道国保連のホームページからダウンロード可能)

2020年1月時点の
エラーコード

①エラーの原因を確認



②対処方法を確認

エラーコード	エラーメッセージ	① 原因	② 対処方法
EC01	受付: 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	(1) 同月に受け付けた請求情報が複数存在する場合、チェック結果が正常となった請求情報と同一キーの基本情報を持つ他の請求情報が存在する。 (2) 同一請求情報内で、チェック結果が正常となった請求情報と同一キーの基本情報を持つ請求情報が存在する。	・請求情報のキー項目の設定内容を確認してください。
EG13	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求情報の決定サービスコードに対する受給者台帳(支給決定)が存在する場合、サービス提供年月が決定支給期間(終了年月日)の年月より後である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・受給者台帳(支給決定)の決定支給期間の登録内容を確認してください。

北海道国民健康保険団体連合会（国保連）のホームページについて

「障害福祉事業所等のみなさま」のページから、エラーメッセージ一覧等の関係資料が確認できる。

<https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/category/6.html>

検索



10 上限額管理事務

請求時の注意点

以下のような請求が散見されますのでご注意ください。

- 利用者負担上限額管理結果票を送信していない。
⇒ 上限額管理事務を行った場合、必ず利用者負担上限額管理結果票の送信が必要です。
- 利用者負担上限額管理加算を算定していない。
⇒ 上限額管理事務を行った場合は、加算の算定が可能です（150単位）
- 利用者負担上限額管理結果票に記載されていない事業所がある。
⇒ 事前に新たな事業所利用の有無をご確認ください。
- 管理結果が「1」（※）の場合に、関係事業所の総費用額等を **0以外** で入力している。
⇒ 誤りではありませんが、入力誤りの原因となりますので、0で入力するようお願いします。
- ※ 上限額管理事業所の利用者負担額が、負担上限月額以上の場合

× 関係事業所の総費用額等を0以外で入力

修正

○ 関係事業所の総費用額等を0で入力

事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
A	46,000	4,600	4,600
B	20,000	2,000	0
C	10,000	1,000	0

事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
A	46,000	4,600	4,600
B	0	0	0
C	0	0	0

11 過誤申立について【通常過誤】

過誤申立(通常過誤)とは

既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合は、**請求先の各区役所**に過誤申立（請求取消）の依頼を行い、**過誤の確定後**に国保連へ再請求を行います。

主な流れ

- ① 請求内容に誤りがあった場合は、**誤りが判明した月の末日まで**に「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書」を提出します。
- ② 依頼書の受付をした翌月上旬に、札幌市から国保連へ当該過誤情報を提出します。国保連で審査を行い、エラーがなければ過誤が確定します。
- ③ 過誤の確定後、依頼書提出の翌々月第1週に国保連から**過誤決定通知書**が送付されます。必ず決定通知書を確認の上、国保連へ正当な金額で再請求してください。
※ 過誤が確定していない状態で再請求を行った場合は、重複請求のため返戻となります。

12 通常過誤の具体的な流れ

Y事業所の利用者A～E氏のうち、A氏の12月請求（11月実績等）の誤りが1月に判明した場合の例
⇒ A～E氏の12月請求を50万（1人10万×5）で行ったが、A氏の請求額が正しくは15万円だったことが判明した場合



留意事項

- ◎過誤の確定後は、依頼書提出の翌月に行っている通常の請求分の金額から過誤対象額が相殺されることとなります。
- ◎過誤申立は、サービス種類ごとではなく、請求明細書ごとに行います。このため、同一事業所番号で複数のサービスを提供している場合、誤りが無いサービスも含み過誤処理が行われます。

13 過誤申立について【同月過誤】

過誤申立(同月過誤)とは

既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合で、かつ、事業所に対する指導・監査等の結果、大量件数の過誤申立が必要となり、通常過誤では事業所の経営上著しく支障をきたす等の場合は、札幌市障がい福祉課に過誤申立（請求取消）の依頼を行い、過誤処理と国保連への再請求を同月に行います。

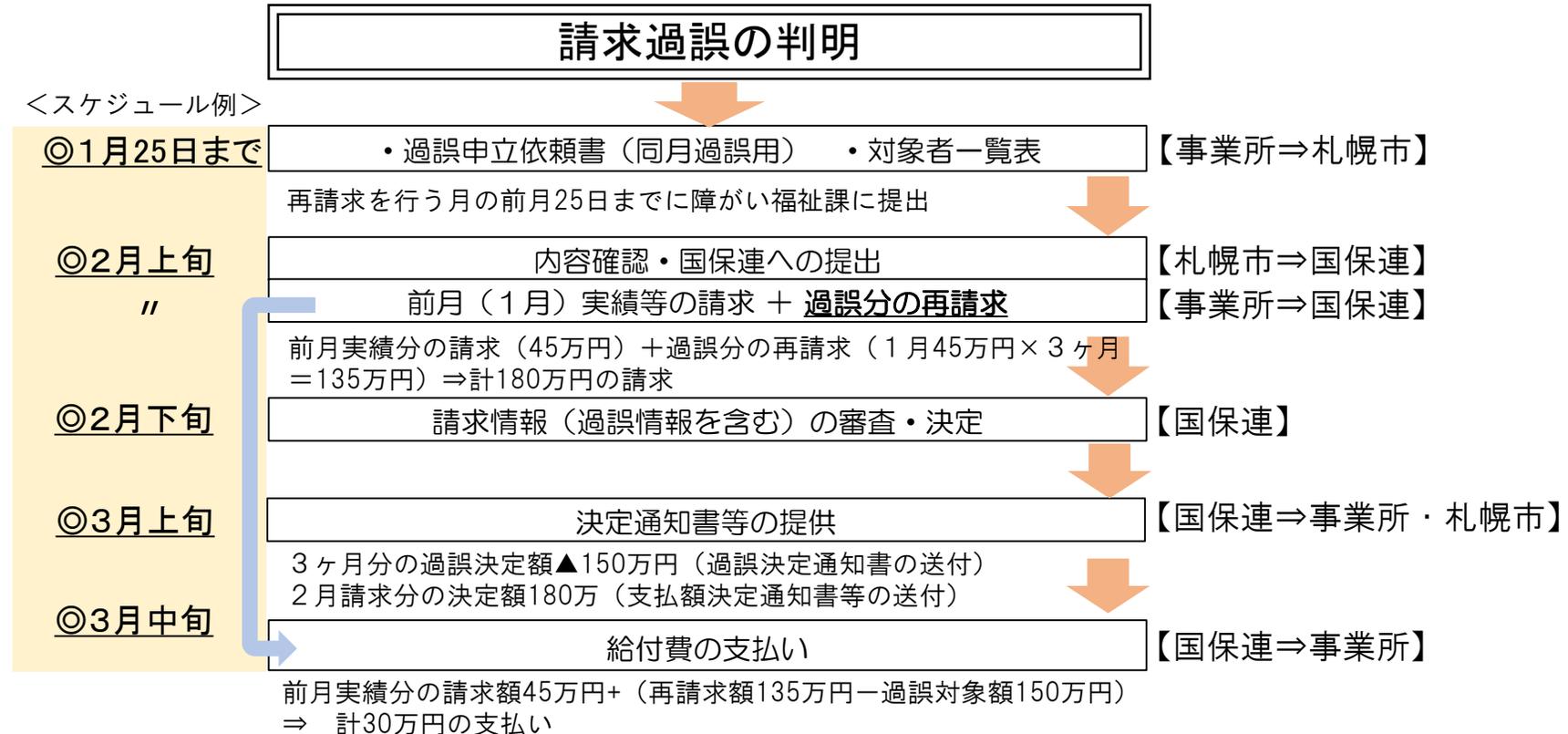
※ 同月過誤は、札幌市障がい福祉課が必要性を個別に判断の上、実施いたします。同月過誤による対応を希望する場合は、障がい福祉課へ事前にご相談ください。

主な流れ

- ① 同月過誤による申立を行う場合は、過誤対象額や再請求額（正しい金額）を事前に把握した上、障がい福祉課にご相談ください。
- ② 再請求を行う月の前月25日までに「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書（同月過誤用）」、「同月過誤対象者一覧表」を提出します。
- ③ 同月過誤の処理を行う同月に必ず過誤対象分の再請求を行うようにお願いいたします。
※ 再請求がない場合は、同月過誤の処理を取り下げする場合があります。

14 同月過誤の具体的な流れ

Y事業所の利用者全員（A～E氏）の過去3ヶ月の請求誤りが判明し、2月に同月過誤の処理を実施する場合の例
⇒ 毎月の請求を50万円（1人あたり10万円）で行っていたが、請求額が正しくは45万円（1人あたり9万円）だったことが判明した場合【過誤対象額：150万、再請求額（本来請求すべき額）：135万】



留意事項

- ◎過誤処理と再請求を同月に行うため、再請求が返戻となった場合、過誤申立による減額のみが発生します。再請求時には、エラー等が発生しないよう留意する必要があります。
- ◎過誤処理の結果、過誤対象額が当月請求額を上回り、マイナスになった場合には、当該月の過誤処理を取り下げする場合があります。その際は、別途札幌市障がい福祉課からご連絡します。

15 その他留意事項

上限額管理事務について

上限額管理事務を行う場合は、管理を開始する月の25日までに「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を各区役所に提出してください。

⇒ 提出が遅れた場合は、自事業所のほか、関係事業所への支払ができなくなることがあります。

＜上限額管理事務の概要＞

負担上限月額が0円より大きく、以下①又は②に該当し、同一月において複数のサービス事業所（事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用するサービス事業所を変更した場合を含む。）からサービスを利用する者に対して、上限月額を超えないよう調整を行う事務です。

- ① 複数種類の障害福祉サービスの支給決定を受けている
- ② 複数事業所と利用契約を結んでいる

※ 具体的な上限額管理の方法や事務の流れ等については、札幌市ホームページに掲載している「介護給付費等に係る請求事務の手引き」をご確認ください。

＜札幌市ホームページ＞

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>

検索



月途中の転居について

転居先の区が援護を開始するのは、事実発生翌月1日（事実発生が1日の場合は当月）からとなります。

⇒ 援護区が不明な場合は、各区役所にご確認ください。

16 報酬基準等について

障害福祉サービス等の報酬算定について、国では算定基準として報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。そのほか、報酬告示の詳細を示した留意事項通知やQ & Aが発出されております。報酬算定にあたっては、これらの基準省令等を確認の上、適切な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

1 報酬告示

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

2 留意事項通知

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

3 国Q&A

厚生労働省ホームページより報酬算定等に関する過去のQ & Aが確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/qa.html

検索

4 札幌市ホームページについて

札幌市や厚生労働省の通知などを札幌市ホームページに掲載しております。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/title2/tuuti.html>

検索